

商品種別算定基準（PCR）

（認定 PCR 番号：PA-BG-02）

対象製品：荷役・運搬用プラスチック製平パレット

2010年12月3日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする

“荷役・運搬用プラスチック製平パレット”

Product Category Rule of “Pallet for cargo and transportation”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において“荷役・運搬用プラスチック製平パレット”を対象とする規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	この PCR で対象とする荷役・運搬用プラスチック製平パレットは、輸送や物流などに使用する、荷物を載せる台である。サイトやトラック、倉庫などで荷役作業を扱いやすくするためのもので、運搬の際には台上に荷物を載せ、フォークリフトやハンドリフトの爪に差し込んで持ち上げる用途で使用する。荷役・運搬用パレットの素材はプラスチック製以外のものもあるが、それぞれ製造プロセスが異なるため、この PCR では、JIS Z-0606 で対象となっているプラスチック製パレットに限る。
2-2	対象とする構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役・運搬用プラスチック製平パレットの本体 ・同梱する付属品 ・輸送資材
3	引用規格および PCR	現段階(平成 22 年 2 月 18 日)で、引用する PCR はない。
4	用語および定義	<p>バージンプラスチック素材 再生樹脂ではないプラスチック製素材である。</p> <p>再生プラスチック素材(産業廃棄物系) 製造業者等から排出される廃プラスチックが破碎やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。</p> <p>再生プラスチック素材(一般廃棄物系) 家庭等から排出される廃プラスチックが破碎やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。</p> <p>滑り止め部材 滑り止めの用途で荷役・運搬用プラスチック製平パレットの本体に付属する、プラスチックやゴム等の部材である。</p> <p>顔料 パレット素材の着色に用いられる添加剤である。</p> <p>その他添加剤 顔料以外でプラスチックの性状を改質するための添加剤等である。</p> <p>印刷用インク 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの表面に、印刷を行うためのインクである。</p> <p>パージ材 プラスチック成形機内の洗浄剤である。</p> <p>輸送資材 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの輸送時に使用する資材である。</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	販売単位(1 枚)とする。
5-2	ライフサイクル段階	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階

		<ul style="list-style-type: none"> ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A にライフサイクルフロー図を示す。
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種別毎に収集する ・事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい ・事業者の敷地内から汲み上げられる「井戸水」の使用量については把握する必要はない。ただし、汲み上げに使用した「燃料」、「電力」の投入量を把握する
6-3	データの収集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の 1 年間で収集期間とする ・直近の 1 年間のデータを使用しない場合は、その理由を提示し、直近の 1 年分ではなくてもデータの妥当性に問題ないことを担保すること
6-4	配分	<ul style="list-style-type: none"> ・重量比を基本とする ・その他の手法で配分した場合は、配分方法およびその妥当性は検証の対象とする
6-5	カットオフ	カットオフする場合は、ライフサイクル GHG 総排出量の 5 % 以内とし、その範囲を明確にする。ただし、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限る。
6-6	その他	<p>【輸送に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、全てのサイト間輸送を計上する ・輸送距離の測定は、実測に加え、ナビゲーションソフトからの情報でもよいものとする ・燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する ・輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B に示す <p>【廃棄物等の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各段階で排出される廃棄物は、排出元から最終処分場までの輸送、および各処理場での処理にかかる GHG 排出量を、廃棄物が排出される段階に計上する ・焼却処理される廃棄物中の化石燃料由来の炭素の燃焼に伴う GHG 排出量は計上する ・リサイクルされるものは、輸送およびリサイクルの準備プロセスまでの GHG 排出量を計上する <p>【地域差や季節変動の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次データについて地域差や季節変動は考慮しない。
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「バージンプラスチック素材」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「再生プラスチック素材(産業廃棄物系)」の製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「再生プラスチック素材(一般廃棄物系)」の製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「滑り止め部材」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「顔料」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「その他添加剤等」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「パージ材」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「印刷用インク」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス 「輸送資材」の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係るプロセス <p>、 ~ についてはいずれも、資源採掘や素材製造プロセス、リサイクル資源の加工プロセスなどまで遡る。</p> <p>については、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスを対象とす</p>

7-2	データ収集項目	<p>る。</p> <p>次の項目のデータ収集を行う。なお、把握できる部分については、一次データを適用し、把握が不可能な部分については二次データを使用してよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バージンプラスチック素材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・再生プラスチック素材(産業廃棄物系)のリサイクルの準備が整ったものの輸送以降の製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・再生プラスチック素材(一般廃棄物系)のリサイクルの準備が整ったものの輸送以降の製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・滑り止め部材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・顔料の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・その他添加剤の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・印刷用インクの資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・パージ材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・輸送資材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は原則、一次データを収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バージンプラスチック素材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・再生プラスチック素材(産業廃棄物系)の製造、輸送、廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・再生プラスチック素材(一般廃棄物系)の製造、輸送、廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・滑り止め部材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・顔料の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・その他添加剤の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・印刷用インクの資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・パージ材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量 ・包装材の資源採掘、製造、輸送および廃棄物処理に係る単位あたりの GHG 排出量
7-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>一次データの測定方法は、次の2通りが存在し、本PCRについては、どちらの測定方法を用いても良いものとする。</p> <p>プロセスの実施に必要な機器・設備の稼働単位(単位稼働時間、1ロットなど)ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積み上げる方法 (例:設備の使用時間×設備の消費電力=電力投入量)</p> <p>事業者単位の一定期間の実績値を製品間で分配する方法 (例:年間の燃料の総投入量を生産された製品の間で配分)</p> <p>の測定方法を用いた場合は、同様の積上げ計算を同じサイトで生産されるこの PCR 対象製品以外の他の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げの総合計が、サイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを示すこととする。</p>

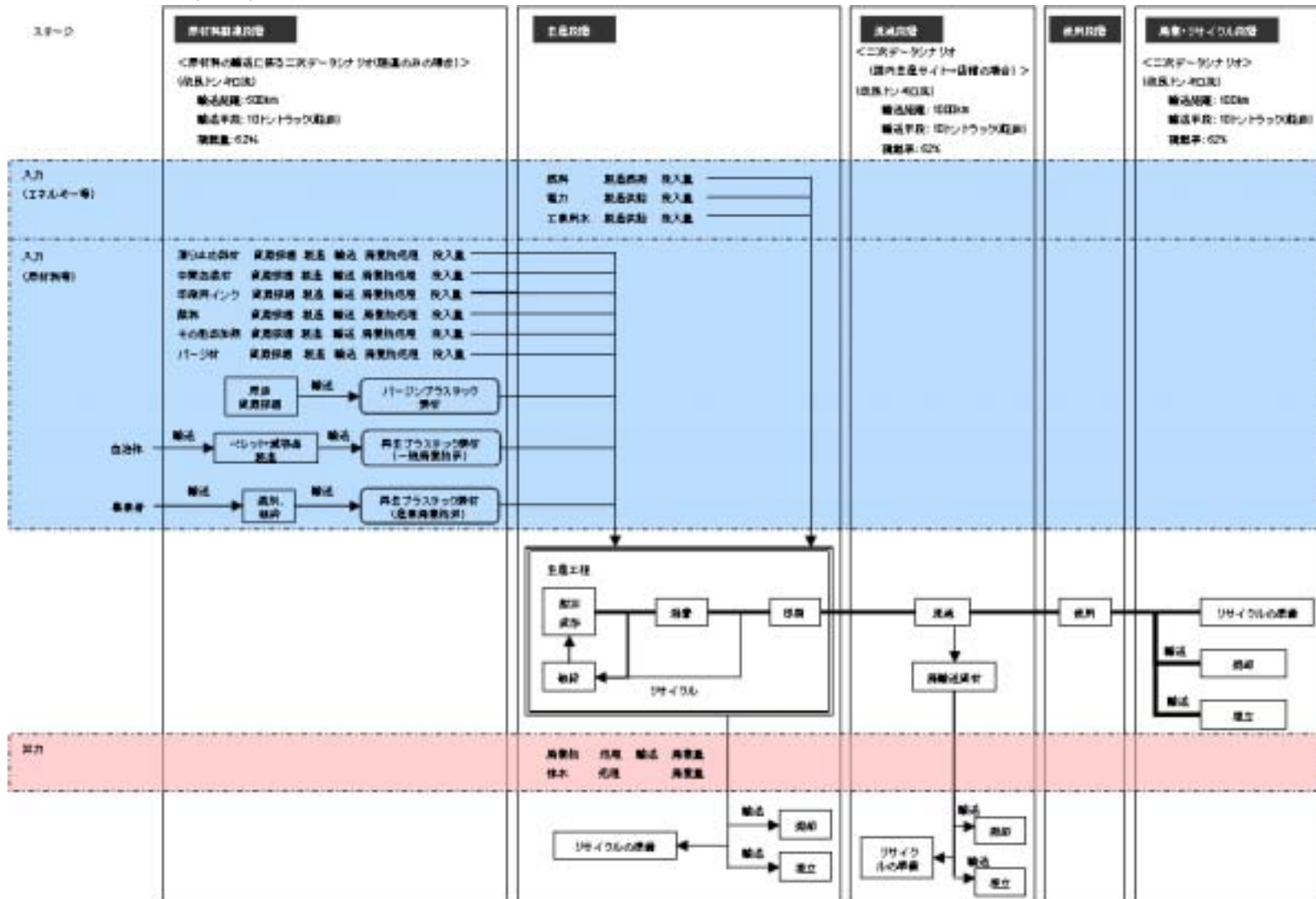
		の測定方法を用いた場合は、重量比にて配分する。
7-5	シナリオ	【原材料の輸送シナリオ】 調達先からの輸送に関しては、原則として一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書Cのシナリオを使用してよい。なお、附属書Cの輸送シナリオの考え方については附属書Dを参照のこと。
7-6	その他	【複数の調達先から原材料を調達している場合】 全ての調達先について一次データを収集すること。ただし、調達先が多岐に渡る場合は、全体の50%以上について一次データを収集し、収集できない調達先については、情報を収集した調達先の平均値を二次データとして使用する。 【投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合】 ・リサイクル材の場合、その製造および輸送に係るGHG排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス(前処理サイトからの輸送、再生処理)に伴うGHG排出量を含めることとする ・リユース品の場合、その製造および輸送に係るGHG排出量には、リユースプロセス(例:回収、洗浄など)に伴うGHG排出量を含めることとする
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 「射出成形」のプロセス 「溶着」のプロセス 「印刷」のプロセス サイト(生産段階)からの排水・廃棄物処理に係るプロセス
8-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。 <投入量> ・水(工業用水、上水) ・燃料、電力 ・蒸気 <排出量> ・廃棄物 ・排水処理(当該プロセス) <生産量> ・荷役・運搬用プラスチック製平パレット ・副産物 <単位あたりのGHG排出量> ・水(工業用水、上水)の製造および供給に係る単位あたりのGHG排出量 ・燃料および電力の製造および供給に係る単位あたりのGHG排出量 ・蒸気の製造および供給に係る単位あたりのGHG排出量 ・廃棄物の輸送および処理に係る単位あたりのGHG排出量 ・リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスに係るGHG排出量 ・排水処理(当該プロセス)に係る単位あたりのGHG排出量
8-3	一次データ収集項目	次の項目は原則、一次データを収集する。 <投入量> ・水(工業用水、上水) ・燃料、電力 ・蒸気 <廃棄量> ・廃棄物 ・排水処理(当該プロセス) <生産量> ・荷役・運搬用プラスチック製平パレット

		・副産物
8-4	一次データの収集方法および収集条件	(7-4)の内容に準じる。
8-5	シナリオ	<p>【廃棄物の輸送シナリオ】</p> <p>需要者から排出された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理サイトまで輸送に関する GHG 排出量の算定は、原則として一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書Cのシナリオを使用してよい。なお、附属書Cの輸送シナリオ設定の考え方については附属書Dを参照のこと。</p> <p>【廃棄物の処理シナリオ】</p> <p>処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。なお、処理方法の考え方については、附属書Eを参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生処理:30% ・焼却:62% ・埋立:8%
8-6	その他	<p>【複数の生産サイトにおいて生産を行っている場合】</p> <p>全てのサイトについて一次データを収集する。ただし、生産サイトが多岐に渡る場合には、主要な生産サイトの合計が、生産量全体の95%以上をカバーすることを条件に、主要なサイトの一次データを残りのサイトに代用することを認める。</p>
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送関連プロセス:製造サイトから、需要者に届くまでの輸送に係るプロセス
9-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量 ・輸送資材の使用量 ・廃輸送資材の発生量 ・「燃料」、「電力」の供給と使用に係るライフサイクル GHG 排出量 ・輸送資材の製造、輸送に関するライフサイクル GHG 排出量 ・流通段階で発生する廃輸送資材の廃棄に係るライフサイクル GHG 排出量
9-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は原則、一次データを収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量 ・輸送資材の使用量 ・廃輸送資材の発生量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
9-5	シナリオ	<p>【製品の輸送シナリオ】</p> <p>製品の輸送関連プロセスについては、原則として一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書Cのシナリオを使用してよい。なお、附属書Cの輸送シナリオ設定の考え方については附属書Dを参照のこと。</p>
9-6	その他	<p>【複数の輸送ルートが存在する場合】</p> <p>全てのルートについて一次データを収集し、それらを輸送量により加重平均する。ただし、物流ルートが多岐にわたる場合、輸送量全体の50%以上について一次データを収集し、収集できないルートについては、情報を収集したルートの平均値を二次データとして使用する。</p> <p>【配分に関する特例】</p> <p>輸送におけるエネルギーの配分については、物理量(重量)による配分を基本とするが、物理量による配分が困難な場合は、販売金額により配分することを認める。</p> <p>【地域差や季節変動を考慮する場合の規定】</p> <p>輸送プロセス及び販売プロセスの一次データに関しては、地域によって差があるた</p>

		め、一次データの収集地域は、基本として全ての輸送ルートとする。
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	使用・維持管理段階については、使用方法が利用者によって異なり特定が困難であること、およびメンテナンスの必要がないことから、考慮しない。 ただし、使用・維持管理段階において、洗浄が必要な場合には、洗浄に伴う GHG 排出量を収集することとする。
10-2	データ収集項目	特に規定しない。
10-3	一次データ収集項目	特に規定しない。
10-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
10-5	シナリオ	特に規定しない。
10-6	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの収集運搬 使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの再生利用 使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの廃棄物処理
11-2	データ収集項目	次の項目のデータ収集を行う。 ・荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理サイトまでの輸送に関する GHG 排出量 ・使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットのうち、リサイクルされる量 ・使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットのうち、処理サイトで焼却される量 ・使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットのうち、埋め立てられる量 ・焼却による使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレット由来の GHG 排出量 ・リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスに係る GHG 排出量 ・処理サイトにおける埋立処理に係る GHG 排出量 ・処理サイトにおける焼却処理に係る GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	特に規定しない。
11-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
11-5	シナリオ	【廃棄物の輸送シナリオ】 需要者から排出された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理サイトまで輸送に関する GHG 排出量の算定は、原則として一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書 C のシナリオを使用してよい。なお、附属書 C の輸送シナリオ設定の考え方については附属書 D を参照のこと。 【廃棄物の処理シナリオ】 処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。なお、処理方法の考え方については、附属書 E を参照のこと。 ・再生処理: 30% ・焼却: 62% ・埋立: 8%
11-6	その他	【廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合について】 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの製品特性上、廃棄されるまでに数年間の期間を要することが通常であるため、廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合については、他社製の荷役・運搬用プラスチック製平パレットに関して収集したデータを、二次データとしてシナリオに適用してもよい。その場合には、他社製品に関して集められたデータでも、算定対象製品の廃棄・リサイクルと同等であることの妥当性を担保するエビデンスを準備すること。

12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO2 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの ・共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの
13	表示方法	
13-1	表示単位	<ul style="list-style-type: none"> ・算定単位を基本とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)改訂版」および「カーボンフットプリント制度商品種別算定基準(PCR)策定基準改訂版」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論することとする
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、共通ルールの「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う ・カーボンフットプリントのラベルは製品上に表示することができる。またラベル以外の表示としてパンフレット表示、インターネット表示を認める
13-3	追加情報の表示	<p>次の情報に関しては追加情報として表示を認める。尚、追加情報に関しては、CFP 検証パネルによる検証を受けた内容のみ表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者、事業者の GHG 排出量削減努力を適切に消費者に伝えるため、同じ PCR に属する製品で、同一事業者による「同一または同等と判断される商品に関する経年の削減量」および「同一または同等と判断される商品間の比較」 ・各プロセスを担う事業者ごとの削減努力を促す効果を期待し、プロセス別表示・部品別表示 ・廃棄・リサイクル段階においてリサイクルを実施することによる効果および、原材料調達段階において再生プラスチック素材を利用することによる効果 ・原材料として用いるプラスチック製容器包装のリサイクルに係る分を除いた GHG 排出量

附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）



附属書 B：輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法（参考）

B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量[L]」を収集し、次の式により燃料単位を L から kg に換算する。

$$\text{燃料使用量[kg]} = \text{燃料使用量[L]} \times \text{燃料密度 [kg/L]}$$

ガソリンの燃料密度： = 0.75 kg/L

軽油の燃料密度： = 0.83 kg/L

- 2) 燃料使用量[kg]と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量[kg CO₂e/kg]」（二次データ）を乗算し、GHG 排出量[kg CO₂e]を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費[km/L]」と「輸送距離[km]」を収集し、次の式により燃料使用量[kg]を算定する。

$$\text{燃料使用量[kg]} = \text{輸送距離[km]} / \text{燃費[km/L]} \times \text{燃料密度 [kg/L]}$$

- 2) 「燃料使用量(kg)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量[kg CO₂e/kg]」（二次データ）を乗算し、GHG 排出量[kg CO₂e]を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ) [tkm]を収集する。
- 2) 積載率が不明な場合は、62%とする。
- 3) 輸送負荷(輸送トンキロ) [tkm]に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費によるライフサイクル GHG 排出量」[kg-CO₂e/tkm] (二次データ)を乗じて、ライフサイクル GHG 排出量[kg-CO₂e]を算定する。

附属書C：輸送シナリオ（規定）

このPCRでは、原材料調達段階と流通段階、廃棄・リサイクル段階において、一次データが得られない場合のための輸送シナリオを設定している。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	輸送が陸運のみの場合 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合 a) 国内輸送(生産サイト 港) <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 % b) 国際間輸送(港 港) <輸送距離> 港間の航行距離(*) <輸送手段> コンテナ船(4000 TEU 以下) (*)国際間航行距離は、事務局が提供した参考データを用いる。 c) 国内輸送(港 納入先) <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
生産段階	廃棄物の輸送シナリオ <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
流通段階	生産地が海外の場合 a) 生産サイト 生産国の港 <輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 % b) 生産国の港 国内の港 <輸送距離> 港間の航行距離(*) <輸送手段> コンテナ船(4000 TEU 以下) (*)国際間航行距離は、事務局が提供した参考データを用いる。 c) 国内の港 店舗 <輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	生産地が国内の場合 a) 生産サイト 店舗) <輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
廃棄・リサイクル段階	廃棄物の輸送シナリオ <輸送距離> 100 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %

附属書D：輸送シナリオ設定の考え方（参考）

輸送シナリオ設定（輸送距離、輸送手段、積載率）の考え方を次に示す。

D.1 輸送距離

<国内輸送の場合>

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。

(ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

【考え方】県央 県境の距離を想定

(イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

【考え方】県境 県境の距離を想定

(ウ) 県間輸送の可能性のある輸送場合：500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

(エ) 生産者 納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合：1,000 km

【考え方】本州の長さ 1,600 km の半分強。

<海外での国内輸送の場合>

(ア) 生産サイトから港までの輸送：500 km

【考え方】州央 州境の距離を想定

<国際輸送の場合>

国際間航行距離は、事務局が提供した参考データを用いる。

D.2 輸送手段

<国内輸送の場合>

モーダルシフト等による物流 CO₂ 削減対策などのインセンティブが得られるよう基本的にトラック輸送を想定し、物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定する。

(ア) 物流事業者による輸送：10 トントラック

(イ) 生産者による輸送：2 トントラック

<国際輸送の場合>

全て海上輸送とし、手段は「コンテナ船（4000 TEU 以下）」で統一する。

D.3 積載率

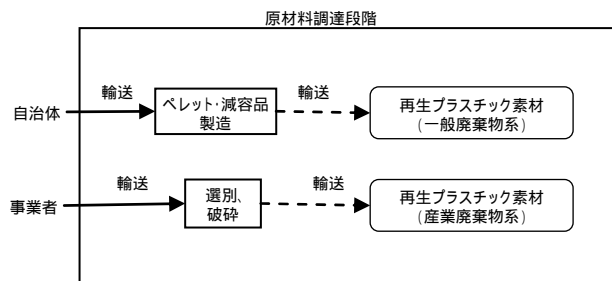
<トラック>経済産業省告示“貨物輸送事業者に行われる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法”における積載率不明時の適用値（下表）を採用した。

車種	燃料	最大積載量(kg)	積載率が不明な場合		
			平均積載率		
			中央値	自家用	営業用
軽・小型・普通貨物車	ガソリン	軽貨物車	350	10%	41%
		～1,999	1000	10%	32%
		2,000以上	2000	24%	52%
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	10%	36%
		1,000～1,999	1500	17%	42%
		2,000～3,999	3000	39%	58%
		4,000～5,999	5000	49%	62%
		6,000～7,999	7000		
		8,000～9,999	9000		
		10,000～11,999	11000		
12,000～16,999	14500				

この PCR では、海外の陸上輸送トラックについてもこれらの設定値を適用した。

D.4 原材料調達段階における再生プラスチック原料の輸送

原料調達段階の再生プラスチック素材における輸送距離の二次データ（下図の実線部分）は、次のシナリオを使用する。点線部分は一次データを収集する。



<再生プラスチック素材（産業廃棄物系）において、排出事業所から選別・破碎サイトへの輸送>

- ・輸送距離： 500km
- ・輸送手段： 10 トントラック
- ・積載率： 62%

<再生プラスチック素材（一般廃棄物系）において、圧縮・梱包サイトからペレット・減容品製造サイトへの輸送>

- ・輸送距離： 500km
- ・輸送手段： 10 トントラック
- ・積載率： 62%

附属書 E : プラスチックの処理方法 (参考)

社団法人プラスチック処理促進協会の公開している、産業廃棄物系の廃プラスチックの処理方法 (2007 年) は、次の通りである。

この PCR では、“油化/ガス化/高炉・コークス炉原料”“固形燃料”“廃棄物発電”“熱利用焼却”“単純焼却”を、すべて“焼却”に見立てた。

処理方法	処理量(t/年)	割合
再生処理	147 万	30%
油化/ガス化/高炉・コークス炉原料	7 万	1%
固形燃料	52 万	11%
廃棄物発電	99 万	20%
熱利用焼却	89 万	18%
単純焼却	59 万	12%
埋立	39 万	8%
産業廃棄物合計	492 万	100%

【PCR改訂履歴】

認定PCR番号	公表日	改訂内容
PA-BG-02	2010年12月03日	<p>基本ルールの改定に伴う変更。 新しいPCR原案テンプレートへの対応。 各段階(廃棄・リサイクル段階以外)から廃棄される廃棄物のリサイクルの取扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)。 廃棄物が有価で引き取られているものの取扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)。</p>